

# 海上保安庁 新型インフルエンザ等対策行動計画

平成20年3月  
(平成21年3月改定)  
(平成27年3月改定)

海上保安庁

## 【目次】

<b>第1章 総則</b>	
1 はじめに	..... 1
2 基本方針	..... 1
3 被害想定及び社会への影響	..... 2
4 行動計画の見直し	..... 2
<b>第2章 新型インフルエンザ等発生への備え&lt;未発生期&gt;</b>	
1 発生に備えた体制の整備	..... 2
(1)業務継続計画の策定	..... 2
(2)関係機関との連携強化	..... 2
2 予防・まん延防止のための準備	..... 2
(1)職員に対する情報提供等	..... 2
(2)関係団体に対する情報提供等	..... 2
(3)感染防止資器材等の整備	..... 3
(4)特定接種に向けた準備	..... 3
(5)研修・訓練の実施	..... 3
<b>第3章 対応体制&lt;海外発生期以降&gt;</b>	
1 政府における体制の強化	..... 3
2 海上保安庁における体制の強化	..... 4
3 管区海上保安本部における体制の強化	..... 4
<b>第4章 水際対策&lt;海外発生期以降&gt;</b>	
1 船舶等への情報提供	..... 4
2 検疫の強化に伴う警戒警備の実施	..... 4
3 密入国者に対する監視取締りの強化	..... 5
4 水際対策関係機関との連携強化	..... 5
5 水際対策の縮小・中止	..... 5
<b>第5章 関係機関への協力&lt;海外発生期以降&gt;</b>	
1 感染者の搬送等	..... 5
(1)在外邦人の帰国のための航空機・巡視船の派遣	..... 5
(2)船艇・航空機による感染者等の搬送	..... 5
<b>第6章 感染対策</b>	
1 救助活動時等における感染対策	..... 6
2 捜査活動時における感染対策	..... 6

3 濃厚接触したおそれのある場合の措置<海外発生期以降>	.....	7
(1)抗インフルエンザウイルス薬の予防投与	.....	7
(2)積極的疫学調査への協力	.....	7
<b>第7章 海上保安業務を継続するための対応</b>		
1 特定接種の実施<海外発生期以降>	.....	7
2 業務継続のための措置<国内感染期以降>	.....	7
<b>第8章 その他</b>		
1 職員への対応<海外発生期以降>	.....	8
(1)職員への注意喚起及び指導	.....	8
(2)海外渡航者への注意喚起	.....	8
(3)海外在住職員等の安否確認	.....	8
2 通常体制への復帰<小康期>	.....	8

## 第1章 総則

### 1 はじめに

新型インフルエンザは、鳥や豚を介し出現する毎年流行を繰り返してきたインフルエンザとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスであり、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の高さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらの新型インフルエンザ及び新感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国・地方公共団体・事業者等の責務や新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めた「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）が平成24年5月に制定され、平成25年4月に施行された。

その後、特措法第6条に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置等を示すものとして、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）が平成25年6月に閣議決定された。

海上保安庁新型インフルエンザ等対策行動計画は、上記の政府行動計画に基づき、海上保安庁が実施すべき対応をあらかじめ定めておくことにより、新型インフルエンザ等が発生した場合における迅速かつ的確な対策の実施に資することを目的として策定したものである。

### 2 基本方針

政府行動計画においては、新型インフルエンザ等対策を国家の危機管理に関わる重要な課題と位置づけ、①感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護すること、②国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることの2点を主たる目的として対策を講じていく必要があるとする基本方針が示されている。

海上保安庁は、政府行動計画に基づき、関係機関との連携・協力を密にし、次に掲げる基本方針に従って、政府の一員として新型インフルエンザ等対策の実施に万全を期すものとする。

#### 〔基本方針〕

- 新型インフルエンザ等による国民の健康被害を最小限に留めるため、関係機関と連携した水際対策をはじめとする新型インフルエンザ等対策を的確に実施することにより、国内での感染拡大を可能な限り抑止する。
- 国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小限にするため、海上保安官に対する感染対策等を徹底することにより、海上保安業務の継続的な遂行を図る。

### 3 被害想定及び社会への影響

新型インフルエンザが流行し、全人口の約25%が罹患すると想定した場合、医療機関を受診する患者数は最大で約2,500万人になると推計されている。過去に世界で大流行したインフルエンザのデータに基づき推計すると、入院患者は最大で約200万人、死亡者は最大で約64万人に達すると推計されている。

なお、未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難であるが、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは新型インフルエンザと同様に社会的影響が極めて大きく、国家の危機管理として対応する必要がある。

### 4 行動計画の見直し

政府行動計画においては、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見を取り入れ見直す必要があり、また、新型インフルエンザ等対策についても検証等を通じ、適時適切に政府行動計画の変更を行うものとされていることから、本行動計画についても政府行動計画の見直し、変更状況等を踏まえ、適時適切に修正を加えるものとする。

## 第2章 新型インフルエンザ等発生への備え<未発生期<sup>1</sup>>

### 1 発生に備えた体制の整備

#### (1) 業務継続計画の策定

新型インフルエンザ等が発生した場合における海上保安業務の継続的な遂行を確保するため、政府行動計画等を踏まえ、「海上保安庁新型インフルエンザ等業務継続計画」を策定し、必要に応じて見直しを行うものとする。

#### (2) 関係機関との連携強化

新型インフルエンザ等の発生に備え、中央レベルはもとより地方レベルにおいても関係省庁、地方自治体等の関係機関との間における連絡体制を確保するとともに、会議や訓練に参画し、連携を強化するものとする。

### 2 予防・まん延防止のための準備

#### (1) 職員に対する情報提供等

職員に対して、新型インフルエンザ等対策に関する情報を提供するとともに、関係機関の協力を得るなどして講習会等を開催し、新型インフルエンザ等対策に関する知識・技能の付与に努めるものとする。

#### (2) 関係団体に対する情報提供等

海上保安庁が関係する団体に対して、新型インフルエンザ等対策に関する情報を提

---

<sup>1</sup> 政府行動計画における分類において、「新型インフルエンザ等が発生していない状態」をいい、世界保健機関(WHO)が示す6段階のフェーズの1～3に相当(別紙参照)。

供するとともに、発生に備えた事前の準備を行うよう要請する。

### (3) 感染防止資器材等の整備

新型インフルエンザ等対策を安全かつ的確に実施するため、次のとおり感染防止資器材等の整備を推進するものとする。

○ 海上保安官は、国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小限にするために海上保安業務を継続的に遂行する必要があることから、感染対策を的確に実施するため、マスク(サージカルマスク又は同等品)、手袋、石鹸、手指消毒用アルコールや消毒剤等を整備する。

○ 水際対策等の新型インフルエンザ等に感染する可能性の高い業務に従事する海上保安官への感染防止に万全を期すため、個人防護具(ガウン(頭部カバー付防護服等)、マスク(N95又は同等品)、ゴーグル、手袋等)や隔離搬送用資器材等を整備する。

### (4) 特定接種<sup>2</sup>に向けた準備

特措法に基づく特定接種が円滑に実施されるよう、接種場所及び接種順位をあらかじめ検討するものとする。

※ 海上保安庁における特定接種の対象となり得る職務[政府行動計画より]

- ・ 意思決定、総合調整に関する業務(秘書業務を含む)
- ・ 対策本部事務
- ・ 事件・事故等への対応及びそれらを未然に防止するための船艇・航空機等の運用、船舶交通のための信号等の維持
- ・ 国家の危機管理に関する事務

### (5) 研修・訓練の実施

新型インフルエンザ等に関する研修を実施し、各種対処要領について周知徹底を図るとともに、新型インフルエンザ等の発生を想定した各種訓練を実施し、対処能力の向上に努めるものとする。

## 第3章 対応体制<海外発生期<sup>3</sup>以降>

### 1 政府における体制の強化

新型インフルエンザ等が発生した疑いがある場合には、速やかに関係省庁対策会議又は必要に応じ、内閣総理大臣が主宰する「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」が開催され、政府の初動対処方針について協議・決定されることとなる。

<sup>2</sup> 特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行われる臨時の予防接種。

<sup>3</sup> 政府行動計画における分類において、「海外で新型インフルエンザ等が発生した状態」をいい、WHOのフェーズの4～6に相当。

また、WHOが新型インフルエンザのフェーズ4の宣言若しくはそれに相当する公表又は急速にまん延するおそれのある新感染症の発表を公表した場合には、内閣総理大臣を本部長とする新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）が設置されることとなる。

## 2 海上保安庁における体制の強化

新型インフルエンザ等が発生した場合又は海上保安庁長官が必要と認める場合には、本庁に長官を本部長とする海上保安庁新型インフルエンザ等対策本部（以下「本庁対策本部」という。）を設置し、政府対策本部及び国土交通省に設置される対策本部等と緊密な連携を図りつつ、発生段階に応じた新型インフルエンザ等対策を強力に推進するものとする。

## 3 管区海上保安本部における体制の強化

本庁対策本部が設置された場合には、各管区海上保安本部に管区海上保安本部長を本部長とする管区新型インフルエンザ等対策本部（以下「管区対策本部」という。）を設置し、本庁対策本部及び地方自治体等の関係機関と緊密な連携を図りつつ、それぞれの地域の状況及び発生段階に応じた新型インフルエンザ等対策を強力に推進するものとする。

# 第4章 水際対策＜海外発生期以降＞

## 1 船舶等への情報提供

政府対策本部等から公表される情報に基づき、必要に応じて、航行警報や沿岸域情報提供システム（MICS）等により、船舶等に対し新型インフルエンザ等に関する情報を提供するものとする。

＜主な情報提供のタイミング＞

- ① 政府対策本部から我が国における戦略の転換点を示す「発生段階」が公表された時
- ② 新型インフルエンザ等が発生した国・地域において船舶の入出港に制限措置がとられた時
- ③ 政府対策本部等から検疫港の集約が公表された時

## 2 検疫の強化に伴う警戒警備の実施

- ① 集約化された検疫実施港及びその周辺海域等において、混乱による不測の事態の発生が予測される場合には、これを防止するため、必要に応じた警戒活動を実施するものとする。
- ② 検疫法第16条第2項により、船長の同意を得て感染したおそれのある者を船舶内に收容して行方不明措置がとられた場合には、乗組員の脱船等のトラブルの発生が懸念されることから、検疫所から要請を受けた場合又は必要と判断される場合には、順序を経て速やかに本庁対策本部に報告するとともに、十分な感染対策を講じた上で、業務

に支障の生じない範囲において、所要の警戒警備を実施するものとする。

### 3 密入国者に対する監視取締りの強化

新型インフルエンザ等に感染した密入国者により、我が国にウイルスが持ち込まれることも懸念されることから、発生国・地域からの密入国が予想される場合には、関係機関と緊密な連携を図りつつ、海上における監視警戒を強化するとともに、十分な感染対策を講じた上で、発生国・地域を発航又は経由し我が国に入港する船舶に重点をおいた立入検査を実施するなど、密入国者に対する監視取締りを強化し、水際においてできる限りの封じ込めを図るものとする。

### 4 水際対策関係機関との連携強化

本行動計画に基づき新型インフルエンザ等対策を安全かつ的確に実施するためには、水際対策関係機関との緊密な情報連絡が必要不可欠であることから、業務執行中において、新型インフルエンザ等に感染した又は感染したおそれのある者（以下「感染者」という。）がいるとの情報を入手し、又は認めた場合には、直ちに検疫所に連絡するとともに、本庁対策本部に報告するものとする。本庁対策本部は、直ちに当該情報を政府対策本部等に報告し、関係機関との緊密な連携の下、当該感染者に対応するものとする。

### 5 水際対策の縮小・中止

新型インフルエンザ等に関する病原性について新たな情報が入手された場合や国内外における発生状況の変化等により対策の合理性が認められなくなったと政府対策本部において判断された場合には、水際対策の縮小や中止などの見直しを行う。

## 第5章 関係機関への協力〈海外発生期以降〉

### 1 感染者の搬送等

#### (1) 在外邦人の帰国のための航空機・巡視船の派遣

海外において新型インフルエンザ等が発生した場合において、発生国・地域からの帰国を希望する在外邦人の輸送のため、政府対策本部の決定を踏まえ、外務大臣から航空機、巡視船の派遣について協力要請があった場合には、輸送の安全が確保されていることを前提として、業務に支障の生じない範囲において、これに協力するものとする。

#### (2) 船艇・航空機による感染者等の搬送

##### ① 水際対策関係機関からの要請に基づく搬送〈海外発生期以降〉

新型インフルエンザ等のウイルスが我が国に持ち込まれることを阻止するためには、検疫等による水際対策の実施が極めて重要となる。このため、検疫所をはじめとする水際対策関係機関から船艇・航空機による感染者等の搬送要請を受けた場

合には、順序を経て速やかに本庁対策本部に報告するとともに、十分な感染対策を講じた上で、業務に支障の生じない範囲において、これに協力するものとする。

② 都道府県等からの要請に基づく搬送<国内発生早期<sup>4</sup>以降>

地域封じ込め等の新型インフルエンザ等対策を実施中の都道府県や関係省庁から、離島等への抗インフルエンザウイルス薬や救援物資等の搬送要請があった場合には、順序を経て速やかに本庁対策本部に報告するとともに、十分な感染対策を講じた上で、業務に支障の生じない範囲において、これに協力するものとする。

## 第6章 感染対策

### 1 救助活動時等における感染対策

- ① 海上保安官は、業務の性質上、検疫を受けていない船舶等に対しても海難救助や立入検査等を行わなければならない。このため、感染者が乗船している可能性が高い、発生国・地域から来航し検疫を受けていない船舶や検疫法に基づく停留措置がとられている船舶に乗船する場合には、必要な個人防護具(ガウン(頭部カバー付防護服等)、マスク(N95又は同等品)、ゴーグル、手袋等)を着用するとともに、サージカルマスクを携行し、会話をかわす立会人等に対してマスクの着用について協力を求めるなど感染対策に万全を期すものとする。
- ② 検疫を受けていない船舶に乗船するに際して、当該船舶が発生国・地域から来航したかどうか判然としない場合は、発生国・地域から来航したもののみなして対応するとともに、無線・電話等による対応が可能な場合には、これを積極的に活用する等、不要不急の乗船を回避するものとする。
- ③ また、上記①以外の船舶に乗船するに際しても、サージカルマスクや手袋を携行し、必要に応じて着用するものとする。

### 2 捜査活動時における感染対策

#### ① 感染予防措置

被疑者その他の捜査対象者への対応に当たっては、乗船する船舶、居住地、海外渡航歴等から感染のおそれの有無を調査するほか、逮捕、留置の開始時にはその健康状態を聴取し、留置中においては、うがい、手洗い等の励行その他感染予防のための適切な指導を行うものとする。

また、部外者との面会においては、サージカルマスクの着用、必要に応じた面会の制限を行うことにより感染の予防に努めるものとする。

#### ② まん延防止措置

---

<sup>4</sup> 政府行動計画における分類において、「国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態」をいい、WHOのフェーズの4～6に相当。

留置中の被疑者が発症した場合は、関係機関への連絡及び本庁対策本部への報告を行うとともに、その指導の下に発症者を隔離又は入院させ、留置した施設の消毒、感染のおそれのある物品等の廃棄処分、留置中の他の被疑者等への感染防止措置その他感染の拡大の防止に必要な措置をとるものとする。また、当該施設における新規の留置の禁止、部外者との面会の禁止、感染症法上の関係機関による調査への協力を行うものとする。

### 3 濃厚接触したおそれのある場合の措置<海外発生期以降>

#### (1) 抗インフルエンザウイルス薬の予防投与

① 政府行動計画では、水際対策関係者が十分な个人防护具の装着なしに感染者に濃厚接触した場合(暴露感染した場合)には、抗インフルエンザウイルス薬を予防投与することになっていることから、海上保安官が十分な个人防护具の装着なしに感染者に濃厚接触したことが判明した場合は、直ちに順序を経て本庁対策本部に報告するとともに、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の実施を診療所又は医療機関に要請するものとする。

② 被救助者、立入検査の立会人等が後日になって新型インフルエンザ等の感染者であることが判明することもあることから、対応に当たっては十分に留意するとともに、接触者が感染者であることが判明した場合には、上記①の対応をとるものとする。

#### (2) 積極的疫学調査への協力

上記(1)①及び②の事態が発生した場合には、感染者への濃厚接触者として、都道府県等が実施する積極的疫学調査の対象となるので、調査が実施される場合には、これに協力するものとする。

## 第7章 海上保安業務を継続するための対応

### 1 特定接種の実施<海外発生期以降>

特定接種を行うことが決まった場合は、速やかに接種体制を構築し、特定接種を実施するものとする。

### 2 業務継続のための措置<国内感染期以降>

国内において新型インフルエンザ等の感染が拡大し、欠勤者が多くなった場合には、海上保安業務の継続を確保するため、優先度の高い業務に職員を集中させるとともに、隣接部署相互の連携・協力を強化するものとする。

また、船艇・航空機の緊急出動態勢を確保するため、人命の安全や我が国の主権に係わるような優先度の高い業務に船艇・航空機の運用を集中させるほか、陸上職員の臨時乗船等の措置により必要な運航要員を確保するとともに、必要に応じて船艇・航空機を欠勤者が多い部署等へ派遣することなどにより、海上保安業務の継続的な遂行を確保する

ものとする。

## 第8章 その他

### 1 職員への対応＜海外発生期以降＞

#### (1) 職員への注意喚起及び指導

政府対策本部等から公表される新型インフルエンザ等に関する情報を職員（家族を含む。）に随時提供し、健康管理について注意喚起を行うとともに、「事業者・職場における新型インフルエンザ等対策ガイドライン」及び「個人、家庭及び地域における新型インフルエンザ等対策ガイドライン」に基づき、発生段階に応じた感染対策の徹底を図るものとする。

なお、全寮制教育を行っている海上保安大学校及び海上保安学校（門司分校及び宮城分校を含む。）においては、容易に感染が拡大するおそれがあることから、医務室等と緊密な連携を図りつつ、学生、研修生及び教職員に対する感染対策に万全を期すものとする。

#### (2) 海外渡航者への注意喚起

外務省が発出する渡航情報（感染症危険情報等）に基づき、新型インフルエンザ等の発生国・地域への渡航者に対して、やむを得ない場合を除き、渡航を延期・中止するよう注意喚起を行うものとする。

#### (3) 海外在住職員等の安否確認

新型インフルエンザ等の発生国・地域又はその周辺国・地域に在住する職員や出張・旅行中の職員の安否を確認し、新型インフルエンザ等に関する情報に注意するよう指導するとともに、状況に応じて必要な指示を行うものとする。

### 2 通常体制への復帰＜小康期＞

政府対策本部が小康期に入ったことを宣言した場合においては、基本的には通常体制に復帰することとなるが、第二波に備え、引き続き感染対策を徹底するとともに、第二波により不足することが予想される感染防止資器材等を速やかに整備するものとする。また、これまでの各段階における対策の評価を行い、必要に応じ本行動計画の見直し等を行うものとする。

## 新型インフルエンザ等発生段階の分類

政府行動計画の発生段階	状態	WHOのフェーズ
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態	フェーズ1、2、3
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	フェーズ4、5、6
国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	
国内感染期	国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなかった状態	
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	
		ポストパンデミック期